

第 28 回総会議事録

(令和 4 年 10 月 27 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第28回総会 議事録	
日 時	令和4年10月27日(木)14時00分～15時15分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 19名 欠席委員数 0名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第7号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 都市農地貸付法に基づく特定都市農地貸付けの承認について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積計画案の審議について</p> <p>第12号議案 農用地利用配分計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第5条許可申請(第27回総会議案)の取下げについて</p> <p>第2号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第5号 農地法第18条第6項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第6号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営等を行っている旨の証明について</p> <p>第7号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第8号 農業委員会が発行した9月分扱い諸証明の確認について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>16番 許可</p> <p>17番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>3番 証明発行</p> <p>第3号議案</p> <p>20番 許可相当</p> <p>21番 許可相当</p> <p>第4号議案</p> <p>25番 許可相当</p> <p>26番 許可相当</p>

	<p>第5号議案</p> <p>43番 証明交付</p> <p>44番 証明交付</p> <p>45番 証明交付</p> <p>46番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>8番 証明交付</p> <p>第7号議案</p> <p>10番 利用確認</p> <p>11番 利用確認</p> <p>12番 利用確認</p> <p>第8号議案</p> <p>10番 証明発行</p> <p>第9号議案</p> <p>7番 協力</p> <p>8番 協力</p> <p>9番 協力</p> <p>第10号議案</p> <p>1番 承認</p> <p>第11号議案 決定</p> <p>第12号議案 承認</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局から出席状況(出席委員 19名、欠席委員0名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告します。</p> <p>横浜市中央農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となります。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第28回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号18番 白井 秀幸 委員、19番 小島 重信 委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>16番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は高齢で、耕作農地は申請地しか無く、農業を廃止したいということで、隣接農地を耕作する譲受人が購入することとなり申請がありました。</p> <p>譲受人の現在経営農地は、約252aで青葉区の下限面積の30aを超えています。譲受人の経営農地は全て良好に耕作されています。取得後は露地野菜を予定しています。</p> <p>通作距離については、車で10分と問題なく、申請者本人は年間350日従事しており、常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件も満たしています。</p>

	<p>以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	16 番について、地区担当の森田推進委員の意見はいかがですか。
森田推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	<p>16 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、16 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、16 番は許可と決定します。</p> <p>続いて、17 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲受人と譲渡人は隣接した農地を耕作しており、農地境にある擁壁によって譲渡人の農地が分断され、擁壁を隔てた譲受人の農地側へ事実上編入されてしまっていることから、現況との整合を計るため、今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人世帯の経営農地は露地野菜畑及び果樹畑として全て良好に耕作されており、権利取得後の経営面積は 51a となり、都筑区の下限面積の 30a を超えています。</p> <p>権利取得後、申請地では将来的に果樹を栽培する計画です。通作距離も譲受人所有農地の正面の距離であることから問題ありません。</p> <p>周囲との調和条件については問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、許可相当として考えております。御審議よろしく願いいたします。</p>
議長	17 番について、地区担当の栗原推進委員の意見はいかがですか。
栗原推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	<p>17 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、17 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数と認め、17 番は許可と決定します。</p> <p>続いて、第2号議案「農地法第3条の土地の競(公)売買受適格証明について」審議しま</p>

す。3番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地は東京国税局による公売が予定されています。公売の入札に際して、農地法第3条の買受適格者証明が必要となるため、入札を希望している申請者より証明願の申請がありました。

申請者は法人であるため、農地所有適格法人として申請地を買受ける手続きとなり、農地所有適格法人の4つの要件を満たす必要があります。1つ目の法人形態要件について、申請者は非公開株式会社であり要件を満たします。2つ目の事業要件について、主たる事業が農業であり、今後の農業の売上高が事業全体の売上高の過半を占める見込みのため要件を満たします。3つ目の議決権要件について、農業関係者の有する議決権が、議決権の総数の過半を占めるため要件を満たします。4つ目の役員要件について、役員の過半が常時従事者であり、役員の1人以上が法人の行う農業に必要な農作業に従事しているため要件を満たします。よって、農地所有適格法人の要件はすべて満たすこととなります。

申請者の耕作農地はこの手続きで85aになり、神奈川区の下限面積40aを超えています。

申請者の耕作農地は、藤沢市の借入地と農地所有適格法人として参入した埼玉県日高市の所有地があり、適正に耕作されています。藤沢市の拠点と寒川町の役員の自宅の農機具を運び耕作しますが、通作距離はいずれも約30km、通作時間は車で約45分です。

申請者は今年度、藤沢市と埼玉県日高市で農業参入しており、ジャガイモ、クウシンサイを作付けしています。まだ売上がありませんが、JAさがみの準組合員になっており、販路を確保しています。また、役員の1人が寒川町の農家出身で、長年農業を営んできたため、技術的にも問題ありません。地域と調整しながら営農するため、周辺調和要件についても問題ないと思われれます。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われれます。なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的に行い、その後の総会で報告します。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

3番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。

金子委員

かなり荒れている土地ですが、畑にしてくれるということでありがたい話です。事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長

3番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので3番について証明発行とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、3番は証明発行することと決定します。

続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」

審議します。20番について、事務局から説明してください。

事務局

本申請による転用用途は、駐車場です。借受法人は、勝田町に所在する宗教法人です。借受法人は、法事・葬儀を行う際に、参列者等の葬儀関係者の駐車場を用意するため、これまで都筑区消防訓練場を借用してきましたが、借用にあたり町内会長が借用手続きや場内の施設管理等をすることとなっており、町内会長へ多大な負担をおかけしていました。

そのため、自前の駐車場敷地を確保すべく、消防訓練場と同規模の駐車場を探していたところ、申請人が申請地を駐車場として貸し出すことに応諾されたことから、本件転用申請がなされたものです。

農地区分は第3種農地、前面道路に上下水道管が敷設されており、半径500m内にすぎの森幼稚園及びかちだ幼稚園があります。

申請人の所有農地には違反転用地はありません。

敷地内は碎石敷きにし、雨水は自然浸透させます。北・西・南側の隣地境界付近及び東側の出入口部分には鋼板土留を新設します。

以上、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

20番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長

20番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、20番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、20番は許可相当として市に進達します。

続いて、21番について事務局から説明してください。

事務局

申請人は高齢で持病もあることから耕作困難となっており後継者もないため農地を手放すことを考えていたところ、近隣事業者から資材置場として利用したいと申し入れがあり転用するものです。借受法人は神奈川県藤沢市で土木業等を営む法人で、現在藤沢市で資材置場を借りておりますが、こちらについて撤退を求められております。また、横浜市内での業務が増えてきていることから代替地は横浜市内へアクセスの良い東名高速道路と国道246号線近くで探しており、今回の話がまとまりました。

立地基準は第3種農地で、500m以内にさつきが丘公園、西八朔第一公園があり前面道路に上下水道があります。

被害防除については、敷地内は碎石敷きにし、雨水は自然浸透させます。北、南側は土留鋼板、東側は既存RC擁壁を利用し土砂流失を防止します。

申請者に違反転用はございません。

他法令については、風致地区に該当し既存植栽を利用する計画となっております。
以上、計画、被害防除も適切に行われることから、許可相当として市に進達したいと考えておりますのでご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 21 番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長 21 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、21 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、21 番は許可相当として市に進達します。
続いて、第4号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。25 番について、事務局から説明してください。

事務局 譲受人は主に県内で外構工事を請け負う法人です。現在使用している事業地が車の転回もできないほど狭く業務が非効率となっており、また、前面道路も狭小で危険なため移転を希望していました。

区内で代替地を探していたところ、現事業地にある資材や車両を移転可能かつ転回スペースも確保でき、前面道路も広い申請地が見つかったため転用するものです。現在の置場を解約し、申請地へ移転する計画です。

立地基準は第3種農地です。住宅地等が連たんしている区域内です。

被害防除について、隣接する農地はありません。敷地は砂利敷とし雨水は自然浸透とします。隣接の土地境界には既存万能鋼板があります。

申請者の所有農地に違反はありません。他法令との調整もありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 25 番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤推進委員 事務局の説明のとおり、特に問題ないと考えます。

議長 25 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、25 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、25 番は許可相当として市に進達します。

	<p>続いて、26 番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>譲渡人は譲受人の義姉です。本申請は、譲受人が農地を所有権移転で譲り受け、そこに分家住宅を建築するものです。</p> <p>譲渡人は高齢となり本人だけでは畑の維持管理が困難なため、実際の作業は譲受人が保土ヶ谷区川島町から本家に通いながら行っている状況です。譲受人も高齢のため本家まで通い続けるのが負担となっています。このため、畑の近くに分家を建てる計画です。譲渡人所有農地の中でインフラが整備されている土地を選定しました。</p> <p>建築面積 55.48 m²、駐車場2台、道路セットバックや庭等で申請面積が必要です。</p> <p>立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が敷設されており、500m 以内に櫛谷公園と横浜鶴ヶ峰病院があります。</p> <p>被害防除について、北、西、南側の農地との境界はコンクリートブロック3～5 段とフェンスを設置します。西側道路沿は縁石を設置します。汚水は、前面道路の公共下水管に接続します。建物及び駐車場の雨水は前面道路側溝に放流し、その他の雨水については、自然浸透とします。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>建築物の新築許可について、建築局調整区域課で受付済となっています。</p> <p>計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから、許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>26 番について、佐藤推進委員の意見はいかがですか。</p>
佐藤推進委員	<p>事務局の説明のとおり、特に問題ないと考えます。</p>
議長	<p>26 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p>
大立委員	<p>将来分家として使用されなくなり、他の人が住んでしまった場合はどうなるのか。</p>
事務局	<p>農地法も都市計画法も分家資格のある方が住むということで、特別に許可をしているもので、それ以外の方が住むと都計法違反になるかもしれない。実際、建築局がどのように確認しているかは不明ですが、農業委員会としては、許可後、宅地へ地目変更登記が行われれば指導対象から外れ、あとは都計法上の手続きになるかと思われます。</p>
事務局長	<p>分家資格者が暫く住んだのち、やむを得ない理由で建て替えや第三者への移転を認める場合もあると聞いたことがあります。都計法の話なので何かの機会に確認しておきます。</p>
議長	<p>他の委員の意見、質問等がありますか。無いようですので、26 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>

議長	<p>賛成多数と認め、26番は許可相当として市に進達します。</p> <p>続いて、第5号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。43番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>43番について、立地基準は第3種農地です。10年間電気通信施設敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>44番について、立地基準は第3種農地です。31年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>45番について、立地基準は第2種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>46番について、立地基準は第2種農地です。15年間住宅敷地として使用されていることを航空写真で確認しました。</p>
議長	<p>43番から46番までについて、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、43番から46番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	<p>賛成多数のため、43番から46番までにつきまして証明交付とします。</p> <p>続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。</p> <p>8番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>こちらの案件につきましては、9月19日に相続人ご家族、吉野委員、事務局で立会いを行いました。現地調査により、露地野菜畑として農地が適正に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことでした。</p> <p>以上のことから「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	8番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
坂田委員	何平米のうち何平米とあるが、何が適用除外となっているのか。
事務局 (出籠)	344の筆は農業用資材置場として60平米、347の筆は農外利用の接続柵、マンホールとして0.44平米を除外しています。

坂田委員	わかりました。
議長	他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番については証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数のため、8番は証明交付とします。 続いて、第7号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。10番について、事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、9月13日に事務局と大塚委員とで現地を確認を行い、全て適正に耕作されていることを確認しております。 このように、適正に耕作されていることから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	10番について、地区担当の大塚推進委員の意見はいかがですか。
大塚推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、10番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、10番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、11番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、9月13日に事務局と加藤委員とで現地を確認を行い、全て適正に耕作されていることを確認しております。 このように、適正に耕作されていることから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	11番について、地区担当の加藤推進委員の意見はいかがですか。
加藤推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。

議長	11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
坂田委員	何平米のうち何平米とあるが、何が適用除外となっているのか。
事務局	今回の申請により除外になっているわけではありませんが、適用当初から鳥居及び資材置場を除外しています。
坂田委員	根拠法令は何か。
事務局	租税特別措置法です。
議長	よろしいでしょうか。他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、11番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、11番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。 続いて、12番について事務局から説明してください。
事務局	こちらの案件につきましては、9月12日に事務局と岡部委員とで現地の確認を行い、全て適正に耕作されていることを確認しております。 このように、適正に耕作されていることから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に耕作されている旨報告したいと考えておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	12番について、地区担当の岡部推進委員の意見はいかがですか。
岡部推進委員	事務局の説明のとおり、特に問題ありません。
議長	12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 意見等が無いようですので、12番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、12番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。 続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。10番について事務局から説明してください。

事務局	<p>令和3年6月7日に所有者が死亡しています。</p> <p>今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。</p> <p>この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p> <p>ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>10 番について、地区担当の荻野推進委員の意見はいかがですか。</p>
荻野推進委員	<p>事務局の説明のとおり、特に問題ありません。</p>
議長	<p>10 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、10 番について証明交付とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、10番は証明交付と決定します。</p> <p>続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。7番から9番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>主たる従事者証明発行済みです。市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は、11 月4日(金)を期限として事務局までご連絡ください。</p>
議長	<p>7番から9番について、あっせんに協力します。</p> <p>続いて、第10号議案「都市農地貸借法に基づく特定都市農地貸付けの承認について」審議します。1番について、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本申請は、令和3年2月総会において、筆の一部で開設された農園の残農地を追加開設するものです。</p> <p>案内図の斜線部分が今回の開設場所で、隣接の白抜き部分が既存の農園です。</p> <p>駐車場については開設当初から近隣に農園利用者用専用駐車場を数台分確保しております。現在の区画は全て埋まっており、他にも借りたいという要望が多いため、貸付区画数を28 区画から 63 区画へと増設するものです。</p> <p>開設者と横浜市及び土地所有者との変更協定は令和4年 10 月6日に結んでおります。</p> <p>土地所有者が1割以上従事することについては、従前と変更ありません。</p> <p>以上の申請内容から、都市農地貸借法施行令第2条において準用する特定農地貸付法施行令第4条第1項の規定による承認申請について適当と認められると考えます。ご審議の</p>

	<p>ほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>1番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。</p>
関戸委員	<p>事務局の説明のとおり、特に問題ありません。</p>
議長	<p>1番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、1番について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め決定し、承認することとします。 続いて、第 11 号議案「農用地利用集積計画案の審議について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、11月25日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、12月1日から利用権設定が開始になる予定です。今回、全体の設定筆数は計34筆で、面積は35,556.00㎡です。このうち、2の表が農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りるもの、3の表が一般法人等が借りるものです。27ページ以降が各筆明細です。この表は、左から、利用権を設定する農地、貸し手、貸借の条件、借り手という構成になっています。1件ごとの個別説明は省略させていただきます。 こちらの議案の説明は以上です。</p>
議長	<p>第11号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので第11号議案については決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>賛成多数と認め、第11号議案については決定とします。 続いて、第 12 号議案「農用地利用配分計画案の意見照会について」審議します。事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>本議案は、農業公社が作成した「農用地利用配分計画」の案について、ご意見をお伺いするものです。3の「区別設定内容一覧」をご覧ください。こちらの4筆は、先ほどの第 11 号議案で説明しました、農地中間管理事業として神奈川県農業公社が借りるものです。農業公社が作成する「農用地利用配分計画」により、実際の耕作者へ貸し付けが行われます。次の33ページが各筆明細です。各筆明細のうち、右から2番目の欄「権利の設定を受ける者」が、実際の耕作者です。先ほどの 11 号議案で説明いたしました利用集積計画により所有者から農業公社への利用権が設定されますと、12月以降に、この利用配分計画の決定手続が</p>

	行われ、農業公社から実際の耕作者への貸借が始まる流れとなります。このため、利用配分計画の始期は来年の2月1日となっております。
	議案の説明は以上です。よろしくお願いいたします。
議長	第12号議案について、意見、質問等がありますか。 無いようですので、第12号議案については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、第12号議案については承認とします。 以上で、議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。
野路委員	報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。
事務局	報告事項第1号から第8号まで一括で報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。 無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。 これをもちまして第28回総会を終了します。
	(15時15分閉会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和4年10月27日

議長

署名人

署名人

令和4年10月27日開催 第28回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田 昇	会長	出席	議長
2	野路 幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子 利一		出席	
4	坂田 清一		出席	
5	加藤 保		出席	
6	栗原 智		出席	
7	守谷 弘	連合会監事	出席	
8	大立 尚登	連合会理事	出席	
9	阿部 敏		出席	
10	大澤 博		出席	
11	岡部 弘		出席	
12	河原 俊一	連合会理事	出席	
13	大塚 喜彦		出席	
14	関戸 裕一		出席	
15	平本 武夫		出席	
16	小池 誠一郎		出席	
17	小川名 重典	連合会理事	出席	
18	白井 秀幸		出席	議事録署名人
19	小島 重信		出席	議事録署名人

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野 清		出席	
2	栗原 茂		出席	
3	小山 正博	連合会理事	出席	
4	齋藤 公		出席	
5	鈴木 輝雄	連合会理事	出席	
6	永島 善範		出席	
7	根本 栄治		出席	
8	吉野 幸弘		出席	
9	飯田 清		欠席	
10	内田 英一		出席	
11	大矢 勝		出席	
12	小原 甲史		出席	
13	齋藤 春美		欠席	
14	佐藤 孝春		出席	
15	新川 和生		出席	
16	森田 喜八郎		出席	
17	吉濱 勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし